

広島弁護士会会員の懲戒について

1 懲戒の処分の内容

除名

2 懲戒処分の理由の要旨

- (1) 被懲戒者は、新型コロナウイルスの感染拡大によって多大な影響を受けている事業者の事業の継続を図るため、あえて国が簡易・迅速な給付を行っていた持続化給付金及び家賃支援給付金の支給制度の仕組みを利用して、令和2年10月から同年12月にかけて、2回にわたり、いずれも首謀者として、虚偽の内容に基づく申請を行い、合計約592万円を詐取した。
- (2) 被懲戒者は、令和5年2月下旬、警視庁原宿警察署に窃盗の被疑事実で勾留され、同勾留につき接見等禁止決定のあった被疑者に対し、弁護人となろうとする者として接見した際、携帯電話機をビデオ通話機能で通話状態にし、これを被疑者に示して、罪証隠滅行為等を行うおそれがある者らとビデオ通話で直接通話させた。
- (3) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

3 懲戒の処分が効力を生じた年月日

令和6年3月29日